

平成 28 年度第 1 回生駒市建築審査会会議録

1. 日時：平成 28 年 8 月 22 日（月曜日）
午前 10 時から午前 11 時 30 分まで
2. 場所：生駒市役所 4 階 大会議室
3. 出席者
 - (1) 委員：西村委員 井上委員 東委員 脇田委員 細川委員
 - (2) 事務局：大西都市整備部長 清水建築課長 杉原同課課長補佐
澤同課課長補佐 井上同課建築指導係長 吉田同課係員 岩井同課係員
4. 傍聴者：なし
5. 議事の経過

平成 28 年度第 1 回生駒市建築審査会を定刻に開会。事務局より生駒市建築審査会の会議公開の取扱い要領に基づき各委員に意見を求めた結果、公開とする旨の報告あり。

大西都市整備部長から各委員への委嘱状の交付後、部長の挨拶が行われる。

委員紹介・事務局紹介の後、事務局から委員 5 名の出席があり、生駒市建築審査会条例第 4 条第 2 項の規定に基づき審査会が成立する旨の報告あり。

その後、生駒市建築審査会条例施行規則第 3 条第 2 項の規定に基づき、議事録の署名委員として西村委員、東委員が選出された。

・議案① 会長及び職務代理者の選出について

事務局 建築基準法（以下「法」という。）第 81 条の規定により、会長は委員の互選になっている旨の説明の後、委員の意見を求める説明あり。

委員 長年経験のある井上委員を推薦する旨の発言あり。

全委員 異議なしの発声あり。

事務局 異議なしであるので、井上委員を会長に選出することに決定した旨の説明あり。

続いて、井上会長の会長就任の挨拶あり。

事務局 職務代理者の選出についても会長同様、委員の互選である旨の説明の後、委員の意見を求める発言あり。

委員 会長一任の旨の発言あり。

事務局 会長に一任してもよいかとの意見を求める発言あり。

全委員 異議なしの発言あり。

事務局 異議なしであるので、井上会長に職務代理者の選出を願う説明あり。

会長 職務代理者は、経験のある脇田委員にとの発言あり。

全委員 異議なしの発声あり。

事務局 異議なしであるので、脇田委員を職務代理者に選出することに決定した旨の説明あり。

事務局より以後の議事進行について、会長に願う旨の発言あり。

・議案② 議案第28-1号 法第48条第10項のただし書きの規定に基づく許可同意について

会長 このことについて事務局に説明を求める発言あり。

一事務局より議案第28-1号説明一

事務局 議案第28-1号について説明があった後、法第48条第10項ただし書きの規定に適合していると考えられ、審査会での審議を求める旨の発言あり。

会長 委員の意見質問を求める発言あり。

委員 当該申請地の周辺地域（高山第二工区）が第一種低層住居専用地域であり、現時点では住宅開発等が進んでいないので直接的な影響はないと考えるが、将来的に何らかの悪影響を及ぼす恐れがあるのであれば問題があると考えますが事務局はどのように考えているか質問あり。

事務局 今回の計画においては遮音性の高い壁等を用いることにより、騒音・振動レベルが昼間の住宅地とほぼ同等のレベルであり、緑地率に関しても基準以上であり、環境への配慮がなされていることから、第一種低層住居専用地域においても悪影響はないと考えている旨の説明あり。また高山第二工区は現在第一種低層住居専用地域ではあるが、これは暫定用途地域であり、今後、土地利用計画や事業の進捗により用途地域が変わる旨の説明あり。

委員 高山第二工区は現在全域が第一種低層住居専用地域であるのか質問あり。

事務局 第一種低層住居専用地域であるとの説明あり。

委員 工場での作業内容について、金属を溶かして金型に入れるという工程があるのか質問あり。

事務局 金属を溶かして金型に入れる工程はなく、一定の太さのワイヤー状の金属を伸ばして切断し、ダイスを用いて加工することにより、製品の形にしている旨の説明あり。

委員 夜間の作業について質問あり。

事務局 工場が稼動しているのは午前8時半から午後5時半までであり、夜間は作業ない旨の説明あり。

委員 夜間は作業しないとのことであるが、事務局の説明の中で昼間、夜間ともに騒音振動の基準値以下である旨の説明があったが、これは夜間も作業するという事を言っていたのではないのか質問あり。

事務局 夜間の作業は行わないと聞いており、もし作業時間が変わるということであれば今回の計画自体が大きく変わることなので、再度、生駒市学研高山地区環境保全対策委員会で審議する必要があると考えている旨の説明あり。

委員 夜間は作業しないとのことであるが、事務局の説明の中にあつた夜間の騒音測定の結果は何を持って出た数値なのか。

事務局 実測値である旨回答あり。

委員 夜は稼動していないが、外部の車などの音が数値として出ているということなのか質問あり。

事務局 そうである旨回答あり。

委員 今回の計画は地区計画上、支障がないのか質問あり。

事務局 計画地は研究ゾーンに該当しており、「生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例」に次に掲げる建築物は建築してはならないと規定されている旨説明あり。

委員 それは「できない規定」であるか質問あり。

事務局 そうである旨回答あり。同条例の中で4キロワットを超える原動機を使用するものは規制の対象になっているが、建築基準法の規制と同じであるため、建築基準法部局の許可に従う旨、都市計画課と協議を行なったとの説明あり。

委員 法第48条第10項ただし書きで、安全上もしくは防火上の危険の度、もしくは衛生上の有害の度が低いと認め、または公益上やむを得ないと認めて許可した場合と書かれているが、これはこのうちのいずれかに該当していれば許可できるということで良いのか質問あり。

事務局 そうである旨回答あり。

委員 事務局の説明では法第48条第10項ただし書きの許可条件の全てに該当することだが、本来ならば1つに該当すれば良いので、全てに該当すると言い切れるのであれば問題ないが、言い切れないのであれば、議案書の書き方としては、特に

どの部分に該当し許可とするのか、明確にしたほうが良いのではないかと発言あり。

事務局 特にどの部分に該当し許可としたのかということであれば、環境対策に関して奈良県の立地基準や環境対策の条例に伴った審査会で審議されていること、また今後年に1回環境に対する影響を計測し、生駒市に報告することが義務付けられていることから、衛生上の有害の度が低いと認められる部分に該当すると言える旨の説明あり。

委員 公益上やむを得ないと認めた場合とあるが、今回の計画において公益上やむを得ない理由として、先程事務局から、雇用促進、研究開発に有益であるとの説明があったが、それだけで公益上やむを得ないと認められるとは言い切れないと思われる旨の発言あり。

委員 同様の意見あり。

事務局 では、「安全上、防火上の危険の度、及び衛生上の有害の度が低い」と認められることを許可の理由とする旨の発言あり。

委員 法第48条について、今までに許可をしたあるいは不許可になったケースはあるのか質問あり。

事務局 許可となったケースはあるが、不許可になったケースはない旨の説明あり。

委員 騒音について、事務局の説明であった動画で使用されている抽伸機から発生する騒音レベルと、第二工場に搬入される騒音レベルは同等なのか質問あり。

事務局 動画で使用されている抽伸機と同様のものが搬入される予定であり発生する騒音は同等であると考えている。また抽伸機からは約72デシベル程度の騒音が発生するが、防音壁により30デシベル減衰する仕様となっており、建物の外壁を越えた時点で騒音の基準値を下回ると想定している旨の説明あり。

委員 事務局の説明の中の動画にあった抽伸機の騒音72デシベルというのは、どこの抽伸機の騒音を測定したものなのか質問あり。

事務局 敦賀工場で稼動している5.4kwの原動機を使用する抽伸機の騒音を測定した旨の説明あり。

会長 議案書の許可理由から「公益上やむを得ないものと思慮され」の部分は削除し、安全上、もしくは防火上の危険の度、もしくは衛生上の有害の度が低いと認められる旨の記載に修正することでよいか事務局へ確認あり。

事務局 支障ない旨発言あり。

会長 他に意見・質問がないことを確認した後、裁決に移行し、議案第28-1号について当審査会は同意してよろしいかと発言あり。

全委員 異議なしの発言あり。

会長 全委員から異議なしとのことなので、当審査会は議案書一部許可の理由について修正のうえ、同意することを決定した旨の発言あり。

・議案③ 議案第28-2号 法第43条第1項ただし書き許可の取扱いにおいて、建築審査会一括同意基準に該当し、許可処分としたものの報告について（3件）

会 長 このことについて事務局に説明を求める発言あり。

—事務局より議案第28-2号説明—

事務局 3件の報告案件について、建築審査会一括同意基準に該当し許可した旨の説明あり。

会 長 委員の意見質問を求める発言あり。

委 員 2件目（南田原町）の報告案件について、敷地が接している北側の道路は市道であるのか質問あり。

事務局 郡山土木事務所で管理している河川管理用道路である旨説明。

委 員 敷地は、南側の建築基準法上の道路と北側の建築基準法上の道路の両方に接しているということであるか質問あり。

事務局 両方に接していると回答あり。

委 員 本来であれば、そのうちの一つに接していれば良いのか質問あり。

事務局 一つでも問題ない旨の説明あり。

会 長 他に意見質問がないことを確認。

・その他

会 長 その他意見がないことを確認。

・閉会

会 長 （その他意見がないことを確認後）平成28年度第1回生駒市建築審査会を終了する旨の発言あり。

以上